

○薬種商試験の受験資格について

(昭和五七年九月一日)

(薬企第三九号)

(各都道府県衛生主管部(局)長あて厚生省薬務局企画課長通知)

薬事法施行規則を改正する省令(昭和五五年厚生省令第三四号)が昭和五五年九月二六日に公布され、同省令中、薬種商販売業に係る試験の受験資格に関する改正規定は昭和五七年九月三〇日から施行することとされたところであるが、その施行上留意すべき事項は左記のとおりであるので、御了知の上、その適正な運用に努められたい。

記

- 1 薬事法第二十八条第二項の薬種商販売業に係る試験について受験資格が定められ、原則として一定期間以上の薬局又は一般販売業者若しくは薬種商販売業(以下「薬局等」という。)における実務経験が必要とされたところであるが、この場合の実務とは薬局等の店頭における医薬品の小売(消費者に対する直接の販売、授与)業務をいうものであり、販売活動の一環として行われる保管、配送、伝票処理等の業務を専ら行う場合はこれに該当しないこと。
- 2 受験資格を有することの証明は、雇用者による証明書及びこの事実を客観的に証する資料(関係薬業団体の長、地方公共団体の長等の証明書)により行うものとする。
なお、当該証明書及び資料は、別添様式によって作成すること。

別添

証明書		
		住所
氏名		(印)
1 上記の者は本店舗において下記のとおり所定の実務(店頭における医薬品の小売(消費者に対する直接の販売、授与)業務)に従事したことを証明します。		
従事した店舗の名称及び所在地	従事期間	雇用者証明欄 (雇用者住所、氏名、証明印)
	自年月日至年月日	
	自年月日至年月日	
	自年月日至年月日	
2 上記のとおり相違ないことを証明します。		
年 月 日		

関係業業団体の長

氏名

(印)

地方公共団体の長等

(注意)

- 1 用紙の大きさは、日本工業規格 A5 とすること。
- 2 字は、墨、インク等を用い、楷書ではつきりと書くこと。
- 3 2の証明は関係業業団体の長、地方公共団体の長等がそれぞれ行うこと。

また、当該証明を行う者が2名以上ある場合は、証明書はそれぞれ証明を行う者ごとに作成すること。